



いろいろな活用が待たれる南小学校

9月  
定例会  
市政の  
?を  
問いました

# 質疑

## 大綱質疑



### ■議第1号

**問** 条例が5カ月間失効したまま見過ごされていたが、発覚した経緯は何か。電算システムでチェックできなかったのか。

**答** 市の例規を管理している部署が8月1日失効していることに気付いた。電算システムで可能だが、今回はチェック自体を失念していた。

### ■議第2号および議第3号

**問** 今回の改正で児童館を利用できなくなる子どもたちへの対応はどうか。

**答** 上林小と嵐南小学校校区は放課後子ども教室で対応。また南小学校の跡地利用も検討中。

**問** 仮称聖母こども園の目指す子育て支援とは何か。

**答** 一時保育、預かり保育、育児相談を行う。

**問** 観光施設費の施設修繕料262万5000円はどのような修繕か。修繕しなかった場合の影響はどうか。

**答** いい湯らていのジャグジー風呂などのろ過器の交換が必要になった。ろ過器が使えなくなった場合、数種の風呂が約3週間使えない。

**問** 共同利用型住民情報システムに移行する補正予算が計上された。現在のシステムとどこが違うのか。

**答** 各自自治体が運用しているシステムを1カ所のデータセンターに集約し共同運用管理することで、災害対策やコスト削減を図る。10年間で30%の経費削減を見込んでいる。

**問** 国のものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金を交付決定された事業所数と融資希望の見込みはどうか。

**答** 第1次と第2次を合わせ三条市では62件が採択された。融資希望は44件程度の見込み。

**問** 今後自由来館の児童館をどうするのか、廃止は理解を得ているのか。

**答** 大崎児童館と松ノ木児童館で行っている児童クラブは96人と多く、児童館の自由来館機能は継続していく。南小学校跡地において子どもの居場所を検討中。嵐南児童クラブは140人規模を整備する。

**問** 児童クラブの平日の迎えの対応はどうか。長期休暇時の送迎の対応はどうか。

**答** 保護者が行う。



幼稚園跡地を利用した児童クラブ

### ■議第4号

**問** 荒沢小学校と森町小学校の統合に向けて保護者との具体的な連携はどうか。

**議第10号および認定第1号の介護保険事業特別会計**

**問** 24年度の決算において介護給付費準備基金に8355万円積み立てている。今回の補正で1億5785万円積み立ての提案をしているが増額の要因は何か。

**答** 24年度の数字は第4期介護保険事業計画の最終年度のもの。補正で積み立てるのは第5期計画の初年度のもの。今後3年間の介護認定者数の増加や施設整備に伴う介護給付費等の上昇を見込み保険料を改訂した。いったん基金に積み立て今後2年間の介護保険事業に振り当ていく。

**問** 今回の補正により準備基金はいくらになるのか。

**答** 今年度末には運用利子を含め約6億970万円の見込みである。

### ■議第13号

**問** 震災瓦れきの広域処理をめぐって訴訟を起こされたが、市長はどのような感想を持っているか。

**答** 一連の工事、委託料などの経費は当初予算、補正予算の都度議会に提案して安全性、必要性などを説明して可決されている。何ら違法なことをやっていないのは明らか。住民監査

携はどうか。

**答** 統合準備委員会の中の学校支援部会においてPTAとは連携している。統合後のPTA、後援会の在り方などを検討している。スクールバスなどの検討は地域の皆様とともに検討していく。

### ■議第6号

**問** 市道嵐南427号線は信濃川、五十嵐川の災害復旧事業に伴い新設された堤防道路に、このほど信号機が設置されたことにより認定の運びとなったが、市道の供用開始の時期はいつ頃になるのか。

**答** 供用開始は10月中旬と考えている。なお、交通規制と方針については一部狭い箇所もあるが交互通行を予定している。堤防道路であることから交通安全対策として転落防止の外側線、安全防護柵の設置、速度抑制の路面標示、一時停止の標識などは供用開始前に整備する。今後、特に栄地区からの交通量の変化が想定され、周辺道路と

請求についても却下されている事案で、内容的にも全く問題ないと思っている。適法性について、徹底的にしっかりと訴えていきたい。

**問** 2つの法律コンサルタント業務委託料の積算根拠は何か。

**答** 調停の申し立ての対応は着手金20万円と日当。震災瓦れきの広域処理に関する住民訴訟の対応は弁護士1人当たり着手金140万円、報酬260万円、日当5日分のそれぞれ2人分である。

**問** 弁護士費用が高額だ。基準根拠は何によるものか。

**答** 旧弁護士報酬会規を目安とし、顧問弁護士ということで少し安価に設定してもらった。

**問** 着手金は一つの裁判に対してかかるのではなく、弁護士の人数が必要になるのか。

**答** 弁護士の人数が必要となる。

**問** 過去三条市が訴えられたというが、その時の弁護士費用と比較して、今回の金額はどうであったのか。

**答** 平成10年のFM放送のときは33万円かかった。途中で裁判を取り下げられたので今回は比較できない。経済的利益や裁判にどの程度関わってきたのかなどで額が違ってくる。